

税の申告について

お知らせします

申告期間

2/17~3/16まで

期間後半は混雑が予想されますので、早めの申告をお願いします。

令和2年1月1日現在、行方市にお住まいの方は、申告が必要です。

令和2年度（令和元年分所得）の所得税および市民税・県民税（住民税）の申告相談は、令和2年2月17日から3月16日までの（土・日・祝日を除く）期間、麻生・北浦・玉造の各庁舎で行います。

申告相談の待ち時間を少なくするため、日程表のとおり対象地区を指定しましたが、ご都合がつかない場合は他の日時にお越しください。また、申告期限が近づくにつれて大変混み合い、長時間お待ちいただくようになりますので、早めの申告相談をお願いします。

所得税・市民税・県民税申告は、前年1月1日から12月31日までの所得を申告するもので、市民税・県民税や国民健康保険税・介護保険料などの課税資料となります。また、申告をしないと各種証明書の発行や保育園・幼稚園の入園などに必要な書類の発行ができない場合がありますので、必ず令和2年3月16日（月）までに申告してください。事前に申告書および収支内訳書等の用紙が必要な場合は、税務課（麻生庁舎）までご連絡ください。なお、北浦・玉造の総合窓口にも用意してあります。

■申告が必要な方

- ①給与収入が2,000万円を超えている方
- ②事業所得（営業所得・農業所得）があった方
- ③不動産・利子・配当所得があった方
- ④給与所得者で給与以外の所得があった方
- ⑤令和元年中に会社を退職された方、また、年末調整が済んでいない方
- ⑥令和元年中に2社以上の会社に勤めていた方で年末調整が済んでいない方
- ⑦公的年金等以外の所得がある方
- ⑧生命保険契約等に基づく保険金の満期一時金があった方
- ⑨土地・家屋等の資産譲渡をした方
- ⑩障害者年金や遺族年金を受けている方
- ⑪前年中に収入のなかった方（扶養に取られている方を除く）
- ⑫諸控除を受けようとする方

■申告が必要ない方

- ①勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている方
- ②扶養に取られている方（他市区町村在住者の扶養を除く）
- ③年金所得のみで扶養控除や医療費控除などをされない方
- ④確定申告をされた方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

■市役所では受付できない申告

- ①青色申告 ②株式の譲渡所得 ③土地の譲渡所得（公共事業でないもの） ④住宅借入金等特別控除（初年度） ⑤繰越損失 ⑥先物取引 ⑦消費税申告 ⑧贈与税申告 ⑨過年度申告

上場株式等の配当所得・譲渡所得等について所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択する方は、令和2年3月16日までに市民税・県民税申告書を提出してください。

※上場株式等の配当所得・譲渡所得に関する詳細は、市公式ホームページをご覧ください。

要介護1以上の認定を受けている65歳以上の方で、認知症や寝たきり度（日中ベッド上で過ごす割合）がある一定以上の判断基準を超える方は「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることで、所得税や住民税の障害者控除を受けることができます。また、寝たきりの方のオムツに係る費用で医療費控除の対象になる場合もありますので、介護福祉課（玉造庁舎 ☎ 0299-55-0111）までお問い合わせください。



■申告に必要なもの

- (1) 印鑑
- (2) 本人確認書類 (㊤または㊨のどちらか)
㊤マイナンバーカード ㊨マイナンバー通知カードと運転免許証などの身元確認ができるもの
- (3) 税務署、市役所からの通知
・利用者識別番号の通知書、税務署からののお知らせはがき (税務署から送付されている場合)
・市民税・県民税申告の案内はがき (市役所から送付されている場合)
- (4) 所得のわかるもの

所得の種類	必要書類
給与・年金所得	☐ 給与・年金源泉徴収票 (紛失された場合は、支払者に再発行を依頼してください)
事業所得 (営業・農業・漁業・不動産等)	☐ 収支内訳 (必ず作成してお持ちください) ☐ 領収書等 ☐ 雑収入 (個別所得補償等) の額のわかるもの ☐ 関係帳簿類 (必要に応じて)
譲渡所得 (土地などの売買)	☐ 売買契約書の写し ☐ 領収書 ☐ 買取証明書 (公共事業への売買のみ)
一時所得 (生命保険等の満期保険金)	☐ 保険会社からの明細書
雑所得 (シルバー収入、個人年金等)	☐ 配分金支払証明書 ☐ 支払証明書

(5) 各種控除を受けるための書類

控除の種類	必要書類
医療費控除	☐ 医療費控除の明細書 (必ず作成してお持ちください)、領収書 ☐ 医療費通知書
医療費控除 (セルフメディケーション税制)	☐ セルフメディケーション税制の明細書 ☐ 一定の取組を行ったことを明らかにする書類
社会保険料控除	☐ 国民年金保険料控除証明書
生命保険料控除	☐ 保険料控除証明書
地震保険料控除	☐ 地震保険料控除証明書
雑損控除	☐ り災証明書 (または被害状況の確認できる写真等) ☐ 損害を受けた資産の取得時期、価格のわかるもの ☐ 損害を受けた資産の修繕費等がわかるもの ☐ 損害に対し保険金等によって補てんされる金額がわかるもの ☐ 雑損控除計算書

(6) その他

- ・本人名義の通帳 (所得税の還付を受ける方) ・上記以外で申告に必要なと思われる書類

■申告日程表

申告会場	情報交流センター (旧麻生保健センター)	北浦庁舎 2 階第 1 会議室	玉造庁舎 2 階第 1 会議室
受付時間	午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分 午後 1 時～午後 4 時		
指定日	対象地区	対象地区	対象地区
2 月 17 日 (月)	麻生地区	津澄地区	玉川地区
2 月 18 日 (火)			
2 月 19 日 (水)			手賀地区
2 月 20 日 (木)			
2 月 21 日 (金)	太田地区		
2 月 25 日 (火)			
2 月 26 日 (水)			
2 月 27 日 (木)			
2 月 28 日 (金)	大和地区	要地区	玉造地区
3 月 2 日 (月)			
3 月 3 日 (火)			
3 月 4 日 (水)	行方地区		現原地区
3 月 5 日 (木)			
3 月 6 日 (金)			
3 月 9 日 (月)	小高地区	武田地区	立花地区
3 月 10 日 (火)			
3 月 11 日 (水)			
3 月 12 日 (木)			
3 月 13 日 (金)			
3 月 16 日 (月)			

- 午前中に受付された方でも、当日の混雑状況により午後からの申告相談となる場合がありますので、ご了承ください。
- 受付簿は当日午前8時にお出しします。事前予約などはできません。
- 申告会場へお越しの際は、ぜひ公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。



■平成 30 年分以降の配偶者控除および配偶者特別控除の取り扱いについて

平成 29 年度の税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の取り扱いが変更されました。この改正は、令和元年度の市民税・県民税から適用されています。

- ①配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が 1 千万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました（改正前：給与所得者の合計所得金額の制限無）。
- ②配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされました（改正前：38 万円超 76 万円未満）。※控除額等の詳細につきましては、行方市公式ホームページをご覧ください。

■災害により住宅や家財に損害を受けた方

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、一定の金額の所得控除を受けることができます（雑損控除）。

○雑損控除とは

雑損控除の対象となるのは、本人または生計を一にする配偶者その他の親族（所得が 38 万円以下の人に限る）が有する生活用資産の「損失額」（注 1）です。

棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。

○雑損控除の金額

次の①と②のうち、いずれか多い金額が控除額になります。

- ①

損失額

 —

所得金額の 10 分の 1

- ②

損失額のうち災害関連支出（注 2）の金額

 —

5 万円

注 1. 損失額 …災害による資産価値の下落分。家屋の改築費や家財の買替費は含まれません。保険等で補填^{ほてん}される金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります。

注 2. 災害関連支出 …災害により滅失した住宅や家財の取り壊し、除去、原状回復費用等の災害に関連して支出したやむを得ない費用のこと。

※雑損控除の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

○雑損控除個別相談会のお知らせ

潮来税務署および行方市では、雑損控除に関する相談会を開催します。詳細は、左ページ「台風等による被害を受けた方へ」をご覧ください。

確定申告について

■所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します

なお、確定申告会場の開設期間前後は、限られた人員、スペースで対応しており、開設期間中よりも長時間お待ちいただく場合があります。

○会場 潮来税務署

○期間 2 月 17 日（月）～3 月 16 日（月）※土、日および祝日を除く

○時間 相談受付：午前 8 時 30 分～午後 4 時（提出は午後 5 時まで）

相談開始：午前 9 時～

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。なお、相談内容が複雑な場合は、午後 3 時頃までにお越しください。相談が午後 5 時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

【問い合わせ】潮来税務署 個人課税第一部門 ☎0299-66-6931（代表）
（自動音声でご案内します）



台風等による被害を受けた方へ

■「雑損控除個別相談会」のご案内

令和元年の台風 15 号等により被害を受けられた皆さま方に、心からお見舞い申し上げます。

風水害により、ご自身等が所有する住宅や家財などに被害を受けた方は、令和元年分確定申告において、災害減免または「雑損控除」を申告することにより、所得税等の軽減または還付を受けられる場合があります。

そこで、潮来税務署および行方市では、次のとおり「雑損控除個別相談会」を開催します。必要書類を持参の上、お越しください。

○日時および会場

- 1 月 14 日（火）行方市役所 麻生庁舎 別棟会議室
 - 1 月 15 日（水）行方市役所 玉造庁舎 2 階第 1 会議室
 - 1 月 16 日（木）行方市役所 北浦庁舎 2 階第 1 会議室
- 時間はいずれも午前 10 時～午後 3 時

○必要書類

- ①被害を受けた資産（取得時期、取得価額等）のわかるもの
 - ②被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用、修繕費用等のわかるもの（請求書、領収証等）
 - ③被災し受け取ることとなった保険金額のわかるもの
 - ④市から発行された「り災証明書」（写しでも可）
- ※ただし、り災証明書が発行されない資産（家財、車両等）については、り災証明書に代わる書類が必要になります（被害を受けた資産の写真等）。

○ご注意

- ①今回の相談会は、損失額の計算を行うものです。申告書の作成は行いません。
- ②事業用資産が被害を受けた場合について、必要経費に算入されますが、今回の相談会では計算方法等のご相談はできません。国税庁ホームページをご覧ください。お電話等でお問い合わせください。

【問い合わせ】

- ▶雑損控除個別相談会に関すること
潮来税務署 個人課税第一部門 ☎0299-66-7510（ダイヤルイン）
- ▶雑損控除・必要経費に関すること
潮来税務署 代表 ☎0299-66-6931（自動音声でご案内します）

自宅等でパソコン・スマートフォンから確定申告書が作成できます

◇国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと**自宅等でパソコン・スマートフォンから確定申告書が作成できます**ので、e-Taxで送信・書面で印刷して送付のいずれかでご提出ください。

◇「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、ご自宅等で「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際、**IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告することができます**ので、ぜひご利用ください。

※ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

◇「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関するご質問・ご相談は、まずは、**国税庁ホームページで検索・電話にてお問い合わせ**ください。

▶確定申告などに関するお問い合わせ
国税庁ホームページ「タックスアンサー」・
「税の情報・手続・用紙」をご覧ください。

▶e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」☎0570-01-5901
【受付】月曜～金曜（祝日等および12月29日～1月3日を除きます）

新成人の皆さんへ

20 歳になったら「国民年金」

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20 歳以上 60 歳未満の方は加入することが義務付けられています。

20 歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

■国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は 20 歳から 60 歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

■「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

◎「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象者となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限 1 年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◎「納付猶予制度」

学生でない 50 歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※平成 28 年 6 月以前の期間は、30 歳未満であった期間が対象となります。

※保険料を未納のまま放置すると、年金の納付を受け取ることができない場合があります。また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度の他、免除制度があります。

※国民年金のご相談・手続き等については、市役所または年金事務所までお問い合わせください。

【問い合わせ】 水戸南年金事務所 ☎029-227-3278

国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

薬局事務（受付・事務）パート募集!!

☆調剤薬局での受付や処方箋PC入力業務などです。
☆週5日シフト制!! 勤務時間、応相談!! ☆車通勤OK!!

さくら薬局 行方玉造店（行方市若海793-7）

◎時給850円 ◎事務研修制度有（サポート体制充実）

◎月～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～12:00

※週5日シフト制、勤務時間は応相談!!

◎ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

☆掲載終了後の問い合わせ大歓迎!! ☆薬剤師も同時募集!!

調剤専門のさくら薬局

クラフト株式会社

〒100-8225

東京都千代田区丸の内1-1-1 パレスビル10F(本社) ☎0120-33-1350

詳しい内容は、
QRコードから
ご覧ください。



Immigration & Visa

■ 外国人材の採用・雇用に関するご相談 ■ 外国人材ご紹介
■ ビザ申請手続き ■ 書類作成・管理 ■ 入国後サポート
■ 海外ビジネスサポート ■ 1号特定技能外国人支援

茨城外国人ビザ・外国人材雇用サポートセンター

高野国際行政書士事務所 / 外国人材紹介 タカノオフィス

代表 高野 大輔

〒311-3802 茨城県行方市於下1048番地1

T.0299-94-8844 F.0299-83-4844

info@ibaraki-visa.com https://ibaraki-visa.com

特定技能登録支援機関 19 登-001706 有料職業紹介許可 08-ユ-300326



償却資産をお持ちの方へ 固定資産税（償却資産）の申告のお知らせ

【問い合わせ】税務課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

償却資産（事業用資産）をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の資産の所有状況を申告していただくことになっています。

つきましては、申告書等を作成の上、1月31日（金）までに、税務課（麻生庁舎）へ提出をお願いします。

人権擁護委員による 特設人権相談のお知らせ

【問い合わせ】総合窓口課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、ご近所トラブルや学校でのいじめなどさまざまな人権相談を受け、問題解決の手助けを行うほか、人権啓発活動も行っています。

人権擁護委員に相談したい方や問題解決の手助けが必要な方は、下記までお問い合わせください。相談はすべて無料です。

▶問い合わせ 水戸地方税務局鹿嶋支局 ☎0299-83-6000

▶特設人権相談

【麻生】2月5日（水） 麻生公民館 午前10時～正午、午後1時～午後3時

【玉造】2月5日（水） 玉造公民館 午前10時～正午、午後1時～午後3時

【北浦】2月6日（木） 北浦公民館 午前10時～正午、午後1時～午後3時



2020年農林業センサスが実施されます

【問い合わせ】情報政策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

農林水産省では、令和2年2月1日現在で「2020年農林業センサス」を実施します。

農林業センサスは、農林業の実態を明らかにし、国や都道府県、市区町村はもちろん、各方面にわたり、広く利用できる総合的な統計資料を得るための調査です。

全国の農家や林業をはじめ、すべての農林業関係者を対象に行われる「農林業の国勢調査」ともいうべきものです。

皆さまのお宅や会社等に調査員が調査に伺いましたら、ご協力をお願いします。



行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」



IBS 茨城放送（i-FM）（水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 119.7kHz、土浦・県西中継局 145.8kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPY パンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひるどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市）

■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

台風 15 号で被災した住宅に対して修繕支援を行います

【問い合わせ】都市建設課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

台風 15 号に被災された方々の生活の安定を図るため、被災された住宅の復旧に対し、国・県の交付金等による制度と協調して支援を行います。

▶**補助金の額** 対象工事費用の 20%（補助金交付上限 50 万円）

▶**補助対象者**

- ・災害発生時に自己または親族が所有する住宅に居住しており、支援対象住宅の復旧工事を行う者
- ・市税および税外収入金を滞納していない者

▶**支援対象住宅**

- ・台風 15 号の被害により、り災証明で半壊または一部損壊が認められた自己または親族が所有している住宅で、災害発生時に自己または親族が居住していたもの（1 住戸、1 回に限り）

▶**補助対象工事（以下の全てに該当する工事）**

- ①被災した住宅の屋根・外壁等の日常生活に最低限必要な復旧工事ならびにこれらに附帯する工事で令和元年 9 月 9 日以降に着手した工事
- ②令和 2 年 2 月 28 日までに支払いが完了したもの
- ③対象の工事費が 10 万円以上（消費税を含む）であるもの

▶**申込方法**

所定の申請書に必要な事項を記入し、都市建設課都市計画グループ（玉造庁舎）に提出してください。

◆作成していただく書類

- （1）申請書
- （2）復旧工事の見積書
- （3）耐震性の向上等に資する工事であることの確認書（屋根または外壁等の復旧工事を行う場合に限り）
- （4）資力に関する申出書
- （5）個人情報確認同意書（もしくは市税および税外収入金の納付状況がわかる書類）

※（2）および（3）は、工事業者等に記載してもらう箇所があります。

◆個人で準備していただく書類等

- （1）復旧工事着手前の住宅の被災状況および復旧工事完了後の状況が分かるカラー写真
- （2）復旧工事の内訳書、復旧工事に要した費用に係る契約書および領収書の写し
- （3）り災証明書の写し
- （4）被災住宅に居住していたことおよび被災住宅の所有者がわかる書類。所有者が申請者と異なる場合は、所有者との親族関係がわかる書類（戸籍謄本等、固定資産課税明細書等）

▶**申請期限** 令和 2 年 2 月 28 日（金）



茨城県からのお知らせ

台風被災中小企業への支援対策室を設置しました

【問い合わせ】茨城県 産業戦略部 被災中小企業支援対策室 ☎029-301-3490

茨城県では、台風15号および19号による被災中小企業のニーズを踏まえた迅速かつ円滑な支援施策の実行を図るため、産業戦略部内に「被災中小企業支援対策室」を設置しました。

施策の紹介から個別相談の実施、補助・融資、二重債務等に対応するワンストップの支援体制を講じます。

1. 名称 被災中小企業支援対策室
2. 設置日 令和元年11月20日（水）
3. 設置場所 茨城県庁16階北側（産業戦略部会議室内）
☎029-301-3490（直通）
受付 午前9時～午後5時（土・日・祝日、年末年始を除く）
4. 組織体制 支援対策室長（産業政策課長）以下7人
5. 担当業務
 - （1）補助金・災害対策融資および二重債務等の各種相談
 - （2）自治体連携型補助金執行
 - （3）国・被災市町村との連絡調整
 - （4）商工会議所・商工会との連携、側面支援ほか

※詳細は、お問い合わせください。

茨城県からのお知らせ

各種相談所のご案内

【問い合わせ】茨城県 生活文化課 安全なまちづくり推進室 ☎029-301-2842

交通事故相談所

交通事故の損害賠償や示談の進め方などでお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。相談は無料です。

また、弁護士相談（事前予約制）も行っています。

- ◆中央交通事故相談所 ☎029-233-5621
（水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内）
- ◆鹿行地方交通事故相談所 ☎0291-33-6222
（鉾田市鉾田1367-3 鉾田合同庁舎内）※火曜休
- ◆県南地方交通事故相談所 ☎029-823-1123
（土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎内）※火曜休
- ◆県西地方交通事故相談所 ☎0296-24-9112
（筑西市二木成615 筑西合同庁舎内）※木曜休

▶相談時間

平日 午前9時～正午 / 午後1時～午後4時45分
（土・日・祝日、年末年始除く）

性暴力被害者サポートネットワーク茨城

「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」は、性暴力の被害に遭われた方が支援を迅速に受けられるように設けられたネットワークです。電話相談の内容に応じて、面接・病院紹介・関係機関への付き添い支援などを行います。相談は無料、秘密厳守で女性相談員が対応します。

一人で悩まず、まずはお気軽にご相談ください。

◆専用相談電話 ☎029-350-2001

※通話料が掛かります。

▶相談時間

平日 午前10時～午後4時
（土・日・祝日、年末年始除く）

障害をお持ちの方のために 各種手当のお知らせ

【問い合わせ】社会福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

市では、重度の障害をお持ちの方やその養育者の方が、自宅で安定した生活が送れるように、各種の福祉手当を支給しています。手当の支給を受けるには、市役所の窓口で申請を行い、認定を受ける必要があります。なお、障害の程度や所得等の制限があります。

また、物価の変動に応じて手当額が改定されます。

■特別児童扶養手当

20歳未満で身体や精神に障害のある児童を、在宅で養育している父母等に支給されます。

★障害程度

- 身体障害者手帳1級、2級、3級および4級の一部（下肢障害）の身体障害
- 療育手帳④、A、B程度の知的障害または同程度の精神障害

★支給額

【1級】52,200円（月額）

【2級】34,770円（月額）

■在宅障害児福祉手当

20歳未満の在宅の重度障害児を養育している父母等に支給されます。ただし、障害児福祉手当の受給者は除きます。

★障害程度

- 身体障害者手帳1級、2級
- 療育手帳④、A
- 精神保健福祉手帳1級
- 特別児童扶養手当1級の受給対象児

★支給額 3,000円（月額）

■障害児福祉手当

20歳未満の在宅の重度障害児で、日常生活が著しく制限され、介護を必要とする状態の方に支給されます。

★障害程度

- 身体障害者手帳1級程度の身体障害
- 療育手帳④程度の知的障害
- 精神保健福祉手帳1級程度の精神障害

★支給額 14,790円（月額）

■特別障害者手当

20歳以上の在宅の重度障害者で、日常生活が著しく制限され、常時特別な介護を必要とする状態の方に支給されます。

★障害程度

- 身体障害者手帳1級程度の身体障害
- 療育手帳④程度の知的障害
- 精神保健福祉手帳1級程度の精神障害

★支給額 27,200円（月額）

難病患者福祉見舞金の請求をされていない方へ

【問い合わせ】社会福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

市では、難病患者に対して難病患者とその家族の労苦を見舞うとともに、福祉の増進を図るために「難病患者福祉見舞金」を支給しています。

支給対象になる方で、まだ請求をしていない方は早急に申請してください。

▶**対象** 令和元年10月1日現在、市内に住所を有する方で、茨城県から交付された「指定難病特定医療費受給者証」をお持ちの方

▶**見舞金額** 年額2万円 ▶**申請締切** 2月28日（金）

▶**必要書類** ①「指定難病特定医療費受給者証」 ②難病患者本人の預金通帳 ③印鑑
④申請者が保護者のときは、保護者であることを証明できるもの（運転免許証など）

▶**申請窓口** 社会福祉課（玉造庁舎）、総合窓口室（麻生庁舎、北浦庁舎）

○国民健康保険税 第7期 ○後期高齢者医療保険料 第7期
納付期限（口座振替日）は1月31日です。

スマートフォンアプリ収納サービス開始

1月10日から、スマートフォンアプリを利用して、各種税金・料金の支払いがいつでも、どこでも手軽にできるようになります。このサービスの対象は、コンビニ納付が可能な税金や料金です。専用アプリをダウンロードした後、納付書のバーコードをカメラで読み取り、銀行口座や電子マネーを利用して納付します。銀行やコンビニに行く手間が省け、時間や場所を選ばず簡単・便利に納付することができます。

○ご利用可能な市税等

固定資産税、軽自動車税、市県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
※すべて普通徴収分に限りです。

○ご利用可能なスマートフォン アプリ

PayPay / LINE Pay / Pay B



○注意事項

- ・領収書は発行されません。
- ・軽自動車税（継続検査対象車種）を納付した場合は、当初課税分を期限内に納付した場合に限り、車検用納税証明書を6月中旬に送付します。
- ・バーコードが読み取れない場合や、バーコードの印字がない納付書は利用できません。
- ・納付後すぐに納税証明書等が必要な場合は、金融機関等で納付してください。
- ・重複納付を防止するため、決済後の納付書は破棄してください。
- ・納付手続きが完了した後は、取り消しできません。必ず注意事項を確認した上でご利用ください。
- ・納付に係る手数料は無料です（通信料等は利用者負担です）。

茨城租税債権管理機構による不動産公売案内

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により不動産を公売します。詳しくは、ホームページをご覧ください。

◆公売日時 2月5日（水）・3月3日（火） 午後1時20分～午後2時20分 ※午後0時50分受付開始

◆公売場所 茨城県水戸合同庁舎2階大会議室（水戸市柵町1-3-1）

◆公売対象不動産

公売日時	売却区分 番号	所在および地番	地目	地積（㎡）	買受適格 証明書	見積金額（円）	公売保証金（円）
2月5日（水）	31-95	行方字行方 2472 番	田	855	不要	120,000	20,000
2月5日（水）	31-100	山田字ヶ崎 580 番 3 ほか 10 筆	宅地	計 2113.93	不要	2,470,000	250,000
3月3日（火）	31-96	於下字於下 2143 番	田	539	要	150,000	20,000

■農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する「買受適格証明書」の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階 ☎ 0291-35-2111）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。締め切りは2月10日（月）です。

■公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を茨城租税債権管理機構でご確認ください。

【問】茨城租税債権管理機構 ☎ 029-225-1221 FAX 029-225-1600 ホームページ <http://www.ibaraki-sozei.jp/>

行方市による不動産公売案内

差押不動産について、公売を実施します。買受を希望する方は、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページで詳細をご確認の上、入札してください。

◆公売日時 3月5日（木） 午後1時20分～午後2時 ※午後0時50分受付開始

◆公売場所 茨城県行方合同庁舎 2階大会議室（行方市麻生 1700 番地 6）

◆公売対象不動産

公売日時	売却区分番号	所在および地番	地目	地積（㎡）	買受適格証明書	見積金額（円）	公売保証金（円）
3月5日（木）	19-13	井上藤井字六十塚 252 番	畑	1816	要	380,000	40,000
3月5日（木）	19-21	三和字穴瀬下 2254 番	田	2411	要	510,000	60,000

■農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する「買受適格証明書」の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階 ☎ 0291-35-2111）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。締め切りは2月10日（月）です。

■行方市不動産公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、行方市暴力団排除条例および国税徴収法の定めにより、買受人となることができない方は参加できません。

■公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

【問い合わせ】 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

平成 31 年 4 月～ 11 月末現在
平成 30 年度 市税徴収率

差押件数 319 件
99.48%